標準的なモニタリング期間及び加算等について

１　標準的なモニタリング期間（平成30年度～変更）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | | 旧基準 | 見直し後 | |
| 30年度～ | 31年度～ |
| 新規サービス利用者 | | 1月間  ※利用開始から3月のみ | | |
| 在宅の障害福祉サービス  障害児通所支援等 | 集中的支援が必要な者 | 1月間 | | |
| 【新サービス】  就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助 | － | 3月間 | |
| 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練 | 6月間 | 6月間 | 3月間 |
| 生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援 | 6月間 | 6月間 | 6月間  ※65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3月間 |
| 【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援 | | 1年間 | 6月間 | |

※現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従来の例による。

２　主な加算について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 名称 | 単位 | 算定要件 |
| 1 | 主任相談支援専門員配置加算【R3.4.1～新設】  ※区への届出が必要 | 100単位/月 | 常勤かつ専従の主任相談支援専門員を１名以上配置し、当該主任相談支援専門員が当該相談支援事業所の従業者等に対し、研修を実施した場合に算定できる。なお、「研修を実施した場合」とは下記①～④の要件全てを満たさなければならない。   1. 利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催 2. 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施 3. 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、主任相談支援専門員が指導、助言の実施を行う。 4. 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加 |
| ２ | 初回加算  【拡充】 | 計画相談支援  300単位/月 | 初回加算は次の①～③の場合に算定される。   1. 新規にサービス等利用計画を作成する場合 2. 障害福祉サービス等を利用する月の前6月間において障害福祉サービス及び地域相談支援を利用していない場合。 3. 指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3カ月を超える場合であって、３カ月が経過する日以後に月２回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し面接を行った場合   ※基本報酬が経過的サービス利用支援費を算定する場合は算定不可。  ※③の場合はその月分の初回加算に相当する額を加えた額の初回加算を最大３回算定するものとし、①との合計で１か月（サービス利用支援費の算定月）に４回を限度として加算する。ただし、初回加算の算定月から前６カ月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合、初回加算は算定不可。 |
| 障害児相談支援  500単位/月 |
| ３ | サービス担当者会議実施加算 | 100単位/月 | 継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画の実施状況について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、検討を行った場合に算定。  ※継続サービス利用支援費と併せて算定。会議において検討した結果、計画変更等により計画作成費を算定する場合は算定不可。  ※会議の出席者や日時、内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存。区から求められた場合、提出しなければならない。 |
| ４ | 入院時情報連携加算 | (Ⅰ)200単位/月  (Ⅱ)100単位/月 | 入院時における医療機関との連携を促進する観点から、入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者の同意を得た上で提供した場合に算定。利用者につき、１月に１回を限度として加算。ただし(Ⅰ)(Ⅱ)の同時算定不可。  ※単独で算定可能  (1)は医療機関を訪問して情報提供した場合  (Ⅱ)は訪問以外の方法で情報提供した場合  ※記録を作成し、５年間保存するとともに、区から求められた場合は提出しなければならない。 |
| ５ | 退院・退所加算 | 200単位/回 | 退院・退所時に医療機関等の多職種から情報収集することや、医療機関等における退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合に算定。  ※利用者１人につき、入院・入所中に３回を限度として加算。ただし、初回加算を算定する場合は算定不可。 |
| ６ | サービス提供時モニタリング加算 | 100単位/月 | 継続サービス利用支援の実施又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に算定。  ※単独で請求可能。  ※記録を作成し、5年間保存。区から求められた場合、提出しなければならない。 |
| ７ | 医療・保育・教育機関等連携加算 | 100単位/月 | 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する機関（障害福祉サービス及び地域相談支援を除く）の職員等と面談を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に算定。  ※関係機関の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、区から求められた場合、提出しなければならない。 |
| ８ | 居宅介護支援事業所等連携加算  （障害者）【R3.4.1~拡充】 | 300単位/月（①、②）  100単位/月（③） | これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算される。   1. 当該月に２回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合 2. 他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合 3. 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合（この目的のために作成した文書に限る。）   ※算定回数について、障害福祉サービスの利用中は２回、利用終了後（６カ月以内）は月１回を限度とする。  ※指定サービス利用支援、継続サービス利用支援、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定不可。 |
| ９ | 保育・教育等移行支援加算  （障害児）【R3.4.1～新設】 | 300単位/月（①、②）  100単位/月（③） | これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、就学、進学する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、保育所、小学校、特別支援学校、雇用先の事業所又は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算される。   1. 当該月に２回以上、利用者の居宅等に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合 2. 他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合 3. 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合（この目的のために作成した文書に限る。）   ※算定回数について、障害福祉サービスの利用中は２回、利用終了後（６カ月以内）は月１回を限度とする。  ※指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援利用援助、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定不可。 |
| 10 | 行動障害支援体制加算  ※区への届出が必要 | 35単位/月 | 研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を区へ届出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要がある。 |
| 11 | 要医療児者支援体制加算  ※区への届出が必要 | 35単位/月 | 研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を区へ届出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要がある。 |
| 12 | 精神障害者支援体制加算  ※区への届出が必要 | 35単位/月 | 研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を区へ届出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要がある。 |
| 13 | 集中支援加算  【R3.4.1～新設】 | 300単位/月 | 計画決定月及びモニタリング対象月以外の業務について、月２回以上の居宅等への訪問による面接、サービス担当者会議開催、関係機関が開催する会議へ参加した場合に加算される。  ※居宅介護支援事業所連携加算における会議の趣旨、つなぎ先が同様で、居宅介護支援事業所等連携加算を算定する場合、本加算は算定不可。  ※指定サービス利用支援、指定継続サービス利用支援、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合も算定不可。 |
| 14 | ピアサポート体制加算  【R3.4.1～新設】  ※区への届出が必要 | 100単位/月 | 障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われている場合に算定。   1. 障害者または障害者であったと市町村長が認める者であって、相談支援専門員又はその他指定計画相談支援に従事する者 2. 管理者、相談支援専門員又はその他指定計画相談支援に従事する者 |

３　減算について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 名称 | 算定要件 |
| １ | 居宅介護支援重複減算  介護予防支援費重複減算 | 相談支援専門員が介護保険法の要介護・要支援の者に対し、同法の指定居宅介護支援または指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供した場合、所定単位を減算 |

４　よくあるお問合せ

①「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した相談支援専門員以外の者が行った計画相談支援にも加算されるのか。

（答）加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援で算定が可能である。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

（H30.3.30　平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する　Q＆A　）

②指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に契約変更した場合であって、契約変更後の指定特定相談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者と面接したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、継続サービス利用支援費を算定することは可能か。

（答）契約変更後の指定特定相談支援事業者がモニタリング月ではない月に継続サービス利用支援を行う場合には、市町村に報告し、モニタリング期間の変更を行ったうえで継続サービス利用支援費を算定することは可能である。

（H25.2.22　相談支援関係Q＆A　問52）

主な加算の算定条件について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 加算項目 | 基本報酬との関係 | 併給不可な加算 |
| 初回加算 | 〇 | 退院・退所加算、居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算 |
| 主任相談支援専門員配置加算 | ◎ |  |
| 入院時情報連携加算 | ■ | 居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算、集中支援加算 |
| 退院・退所加算 | 〇 | 初回加算、居宅介護支援事業所等連携加算、  保育・教育等移行支援加算、集中支援加算 |
| 居宅介護支援事業所等連携加算（者） | □ | 入院時情報連携加算、退院・退所加算、初回加算、集中支援加算（※同一の支援業務の場合） |
| 保育・教育等移行支援加算（児） | □ | 入院時情報連携加算、退院・退所加算、初回加算、集中支援加算（※同一の支援業務の場合） |
| 集中支援加算 | □ | 入院時情報連携加算、退院・退所加算  居宅介護支援事業所等連携加算（※同一の支援業務の場合）  保育・教育等移行支援加算（※同一の支援業務の場合） |
| サービス担当者会議実施加算 | ● |  |
| サービス提供時モニタリング加算 | ■ |  |
| 行動障害支援体制加算 | ◎ |  |
| 要医療児者支援体制加算 | ◎ |  |
| 精神障害者支援体制加算 | ◎ |  |
| ピアサポート体制加算 | ◎ |  |

〇サービス利用支援費に併せて算定

●継続サービス利用支援費に併せて算定

◎サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費に併せて算定

□サービス利用支援費、継続サービス利用支援費を算定しない月に算定可能

■サービス利用支援費、継続サービス利用支援費の算定有無にかかわらず算定可能

※別添「令和３年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A　VOL２　問27参照